

平成 30 年 9 月 18 日

各 位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 田中 勝英
東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号



太陽生命、生命保険業界初『ひまわり認知症予防保険』を発売！^(*)

～世の中から認知症をなくしたい～

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、平成 30 年 10 月 1 日より、認知症の予防をサポートする『ひまわり認知症予防保険』を発売しますのでお知らせいたします。

日本の高齢化の進展は著しく、本格的な超高齢社会、「人生 100 歳時代」の到来が見込まれています。そうした中、厚生労働省によると、2025 年には認知症を患う人が 700 万人を超え、65 歳以上のシニア層の約 5 人に 1 人が認知症になるといわれており^(*)、認知症への対応が社会的に大きな課題となっています。一方、認知症の中で一番多いとされているアルツハイマー型認知症の場合、認知症の一步手前である MC I（軽度認知障害）の段階で生活習慣・運動習慣等の見直しを行うことによって症状が改善し、認知症の発症を防げる可能性があるということがわかってきています。MC I の兆候を早期に発見し早期に対策を講じることが重要になっています。

当社は、平成 28 年 3 月に、生命保険業界で初めて健康に不安のある方でも加入できる、認知症による所定の状態を保障する保険「ひまわり認知症治療保険」を発売し、たくさんのお客様にご好評をいただきました。この度発売する『ひまわり認知症予防保険』は、「認知症になった場合の保障」だけでなく「認知症にならないための予防」の段階からお客様をサポートする保険です。

ご契約の 1 年後から 2 年ごとにお受け取りいただける「予防給付金」は、簡単な血液検査で MC I のリスクを判定する「MC I スクリーニング検査」や疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の体験ツアーなどの認知症予防サービスにもご利用いただけます。また、業界初となる、認知症と診断された場合にお受け取りいただける「認知症診断保険金」は、早期の治療にご活用いただくことができます^(*)。

「世の中から認知症をなくしたい。」

太陽生命は、認知症の「早期発見」「早期予防」「早期改善」をサポートすることを通じて、「人生 100 歳時代」を元気に長生きできる社会の実現に向け、最優の保険商品・サービスを提供することを目指してまいります。

(*) 所定の認知症と診断されたときに保険金を主契約でお支払いする保険は生命保険業界初となります（一般社団法人生命保険協会加盟 41 社について、当社調べ(平成 30 年 7 月末時点)）。

(*) 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」より。



100歳時代シリーズ

ひまわり認知症 予防 保険 100歳時代年金

おけつけ隊



◆業界初！『ひまわり認知症予防保険』の特長◆

1. 予防給付金を活用して認知症予防サービスを利用！

ご契約の1年後から2年ごとに「予防給付金」をお受け取りいただけます。

「予防給付金」は有料の認知症予防サービスにもご利用いただけます。

<ご紹介する認知症予防サービス>

○MC I スクリーニング検査 (サービス提供：株式会社MCBI)

少量の血液でMC I (軽度認知障害) のリスクを判定する「MC I スクリーニング検査」をご利用いただけます。

「予防検査キャッシュバックサービス」

MC I スクリーニング検査を受診し、認知症予防に関する当社アンケートにお答えいただいた被保険者様に謝礼金をお支払いします。

※本サービスは、当社が提供します。

※検査結果に応じて謝礼金をお支払いします。アンケート結果は、認知症予防に関する商品・サービスの開発に活用させていただきます。

※本サービスのご利用には、所定の条件があります。また、本サービスは、予告なく変更または終了する場合があります。

○クアオルト健康ウォーキング体験ツアー (旅行企画・実施：京王観光株式会社、監修：株式会社日本クアオルト研究所)

ドイツ発祥の運動療法「クアオルト健康ウォーキング※」の体験ツアーにご参加いただけます。

※「クアオルト健康ウォーキング」は、ドイツのクアオルト(療養地・健康保養地)で心臓リハビリや高血圧の治療に活用されている、自然の野山を活用した運動療法「気候性地形療法(野山の傾斜地+冷気と風の活用)」を基本とした健康ウォーキングで、日本では山形県上山市をはじめ全国12自治体で取組みが行われています。心拍や血圧を測定しながら自然の中をゆったり歩くことで、安全で効果的な運動を行うことができます。

2. 認知症予防アプリで楽しく認知症予防！

歩行速度の低下を継続的に測定し、将来の認知機能低下リスクをお知らせする認知症予防アプリをご利用いただけます。毎日更新される脳トレドリルや見まもり機能により、ご家族と一緒に楽しみながら認知症予防に取り組むことができます。

3. 認知症関連施設をご紹介！ (情報提供：株式会社ウェルネス医療情報センター)

認知症の診断・治療ができる医療機関や地域包括支援センターなど、お近くの認知症関連施設をご紹介します。

4. 認知症診断保険金で早期治療を！

認知症と診断された場合、最高100万円の認知症診断保険金をお受け取りいただけます。

さらに、所定の状態が180日継続した場合に最高300万円の認知症治療保険金をお受け取りいただく保障を付加することもできます。

※認知症治療保険金は生まれて初めて器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において所定の見当識障害があると診断確定され、その状態が180日継続した場合に受け取れます。

5. 健康に不安のある方でも簡単な告知で！

選択緩和型保険なので、健康上の理由で保険をあきらめていた方も、簡単な告知で加入できるかすぐわかります。

ひまわり認知症予防保険の概要

1. 正式名称

○無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）

2. 特長

◇予防給付金^(※)を活用して認知症予防サービスを利用！

- ・ご契約の1年後から2年ごとに予防給付金をお受け取りいただけます。
予防給付金は、各種認知症予防サービスにもご利用いただけます。
- ※「予防給付金」は、生存給付金の呼称です。
- ※ 認知症診断保険金のお支払い後は、契約が消滅するため予防給付金は支払われません。
- ※「予防給付金」のお受け取りには生存給付金特則を付加する必要があります。

◇器質性認知症と診断されたときにお支払い！

- ・認知症と診断された場合、最高100万円の認知症診断保険金をお支払いします。

◇選択緩和型保険なので、健康上の理由で保険の加入をあきらめていた方も簡単なチェックで加入できるかすぐわかります！

- ・この保険は、健康状態の不安などから他の保険に加入できなかった方でも簡単な告知により加入いただけます。
- ・この保険は1年間の削減期間があります。

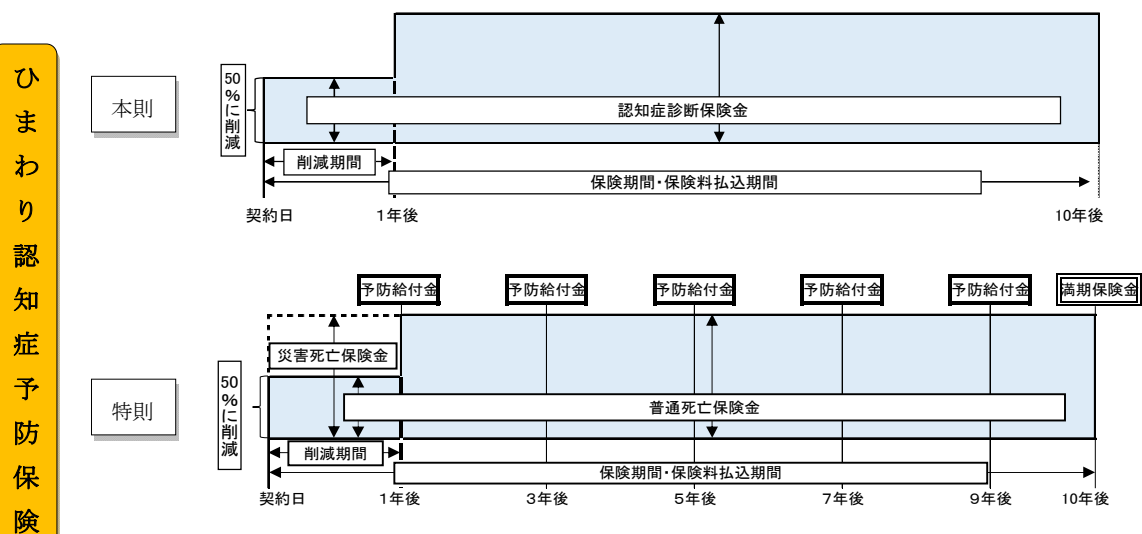
◇他の選択緩和型保険を組み合わせることで、認知症や疾病にさらに手厚く備えることができます！

<組み合わせることができる他の選択緩和型保険>

- ・選択緩和型認知症治療保険 ・選択緩和型医療保険 ・選択緩和型入院一時金保険
- ・選択緩和型女性疾病医療一時金保険（男性の場合は「選択緩和型7大疾病医療一時金保険」）

3. 仕組み

●保険期間10年の場合



- ①現在の健康状態②過去の健康状態③認知症関連の3種類の告知項目でご加入できるかすぐに確認できます。
- ・契約日から起算して1年を経過する年単位の契約応当日の前日までの期間（削減期間）中に支払事由に該当したときは支払金額の50%をお支払いします（災害死亡保険金を除く）。
- ・「予防給付金」は、生存給付金の呼称です。

4. 保険料例

【選択緩和型認知症診断保険】

<前提条件>

認知症診断保険金：100万円、予防給付金：3万円

満期保険金：18万円（保険期間10年の場合のみ）

死亡保険金：保険期間10年の場合は45万円、終身の場合は契約年齢により金額が異なります（50歳は90万円、60歳は60万円、70歳は45万円となります）。

◇保険期間・保険料払込期間：10年

契約年齢	男性	女性
50歳	3,796円	3,723円
60歳	4,217円	4,209円
70歳	6,275円	6,813円

◇保険期間・保険料払込期間：終身

契約年齢	男性	女性
50歳	5,361円	5,570円
60歳	5,720円	6,338円
70歳	7,588円	9,065円

上記保険料は口座月払保険料です。

5. 保障内容

【認知症診断保険（本則）の保障内容】

名称	お支払事由	支払金額
認知症診断保険金	被保険者が保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて器質性認知症に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	(1) 削減期間中に支払事由に該当した場合 認知症診断保険金額の50% (2) 削減期間経過後に支払事由に該当した場合 認知症診断保険金額

【生存給付金特則の保障内容】

名称	お支払事由	支払金額
死亡保険金	災害死亡保険金 被保険者が削減期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎる） (2) 責任開始期以後に発病した感染症	死亡保険金額
	普通死亡保険金 被保険者が保険期間中に、災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき。	(1) 削減期間中に死亡した場合 死亡保険金額の50% (2) 削減期間経過後に死亡した場合 死亡保険金額
生存給付金	第1回の生存給付金 被保険者が、生存給付金支払開始日の前日の満了時に生存しているとき	生存給付金額
	第2回以後の生存給付金 被保険者が、生存給付金支払日の前日の満了時に生存しているとき。ただし、保険期間満了時以後を除く	
満期保険金	被保険者が、この特則を付加した保険契約の保険期間満了時に生存しているとき。ただし、この保険契約の保険期間が有期の場合にかぎる	満期保険金額

- ・生存給付金支払開始日：契約日から起算して1年を経過する年単位の契約応当日
- ・生存給付金支払日：第1回の生存給付金については生存給付金支払開始日のことをいい、第2回以後の生存給付金については、保険期間中の生存給付金支払開始日の2年ごとの応当日をいいます。

6. ご契約のお取り扱い

保険期間・保険料払込期間		10年 または 終身
加入年齢範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・有期：20～75歳 ・終身：20～85歳
保険金額	本則	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症診断保険金額：10万円～100万円（10万円単位）
	特則	<ul style="list-style-type: none"> ・生存給付金額1万円以上（1万円単位） ・満期保険金額：生存給付金額の6倍 ・死亡保険金額 <p>保険期間10年の場合：生存給付金額の15倍 保険期間終身の場合：年齢により以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳～29歳：生存給付金額の55倍 30歳～39歳：生存給付金額の45倍 40歳～49歳：生存給付金額の40倍 50歳～59歳：生存給付金額の30倍 60歳～69歳：生存給付金額の20倍 70歳～85歳：生存給付金額の15倍

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。